

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年3月3日（金）午後3時00分～午後3時45分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6
3. 出席委員 農業委員（11名） 推進委員（3名）

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	欠席
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	欠席	10	欠席	3	松村 謙三
4	鶴山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	欠席		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 農業委員（4名）3番 前田全計 10番 奥本正嗣 13番 中江 彰
推進委員（1名）1番 安井 進

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議案第1号 農地法第4条規定による申請の件

議案第2号 農地法第5条規定による申請の件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 その他

1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について

2) 使用貸借権の消滅について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村岡 司朗 農地係長 松村 高宏

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から3月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員10名出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。なお、推進委員は3名出席頂いております。

（会長あいさつ）

議長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

（異議なしの声有り）

議長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に4番、鶴山委員と5番、吉井委員のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の村岡局長と松村係長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。まず、議案第1号を議題と致します。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをお願い致します。議案第1号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。

 本件は、市街化調整区域の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

 番号1番の申請は、議案第2号、第5条申請の1番の案件と関連しておりますので、合わせてご説明いたします。

 番号1番、申請地、大字神楽184番5（田）294㎡、申請人、5条の譲受人は表記のとおりです。農家住宅を建築するための申請です。場所は、調査順序表第2番目、きのぶた高田神楽店より北に約10mのところ。申請人、譲渡人は土地の所有者で、譲受人は、所有者の娘夫婦です。土地の提供は、父親で、建築資金は娘夫婦が出し同居するため、5条と4条の申請が必要となります。

 番号2番、申請地、大字市場617番1（田）878㎡、申請人は、表記のとおりです。転用目的は、露天資材置場として使用するためでございます。場所は、調査順序表第1番目、高田西中学校より南に約100mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

 以上、議案第1号につきましては、2件の申請でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長より審議結果について報告願います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1番、5条申請とあわせての神楽の転用申請です。現況は、水稻を耕作されていたようです。周囲の状況は、南側は宅地と道路、北側、西側、東側は土地所有者の農地です。造成につきましては、西側、北側に擁壁を設け、30cm程度地上げし、土砂の流出がないように造成されます。神楽水利組合からも同意を得ています。

汚水は、宅内に浄化槽を設け、雨水とともに南側水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われ。ます。

番号2番、市場の申請ですが、現況は、休耕されております。周囲の状況は、北側は道路、南側は農地、東側は里道、西側は雑種地です。造成につきましては、里道や畔を超えないよう、土砂流出に注意を払い行われます。雨水は自然浸透にて、北側道路内水路に排水されます。隣接農地の方や市場水利組合の同意は得られております。周囲への被害はないものと思われ。ます。

 以上、どちらも農地部会としては、妥当な申請であろうという審議結果でした。

 ご審議よろしくお願。いいたします。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 それでは説明させていただきます。

番号1番、神楽の農地区分につきましては、上下水管、ガス管の埋設された4m以上の道路に面し、周辺に阪本整形外科医院、尾崎整形外科などの医療施設があり、第3種農地と判断致します。

まず、資力、及び信用につきましては、娘夫婦の自己資金でまかなう計画で金融機関の通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約3ヶ月で完成予定されているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号2番、市場の農地区分につきましては、水管、ガス管の埋設された道路に面し、周辺には、高田西中学校、高田西保育所などの教育施設があり、第3種農地と判断致します。資力、及び信用につきましては、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約2ヶ月で完成予定されているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議案第1号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。
議案第1号、農地法第4条規定による申請の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議長 　全員賛成ですので、議案第1号は県へ送付することに決定致します。
続いて、議案第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を、所有者以外の者が、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、先ほど議案第1号の番号1番で申請のあったものの関連申請です。申請地、大字神楽184番5(田)294㎡です。借受人、貸出人は表記のとおりです。使用貸借権の設定により農家住宅へ転用するための申請でございます。場所は、調査順序表第2番目、きんのぶた高田神楽店より、北に約10mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号2番、申請地、大字田井112番1(田)1207㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転により、一戸建専用住宅(5戸)を建築するための転用申請でございます。場所は、調査順序表第3番目、近鉄浮孔駅より北に約250mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議案第2号につきましては、2件の申請でございます。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1番は先ほど議案第1号で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

番号2番、田井の申請ですが、現況は、休耕されております。周囲の状況は、北側、

西側は道路、南側と東側は所有者の農地です。周囲に擁壁をもうけ地上げし、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地は所有者の農地で、田井水利組合からも同意を得ています。汚水は、各戸に浄化槽を設け、雨水とともに北側水路に排水されま
す。周囲への被害はないものと思われま

以上、農地部会としては、妥当な申請であろうという審議結果でした。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転
用許可基準による検討事項について事務局より説明願ひます。

事務局 　それでは説明させていただきます。

番号1番は先ほどの案件で説明させていただいた通りです。

番号2番、田井の農地区分につきましては、近鉄浮孔駅より約300m内に位置し、
第3種農地と判断致します。まず、資力、及び信用につきましては、必要な資金は、
知人より借り受ける計画で、知人の金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の
目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐ
に着工し、約1年で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積に
つきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議案第2号につい
て何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願ひ致します。

(なしの声有り)

議長 　ご意見、ご質問などが無いようですので、採決致します。議案第2号、農地法第5
条規定による申請の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお
願ひ致します。

(全員挙手)

議長 　全員賛成ですので、議案第2号は県へ送付することに決定致します。

続いて、議案第3号を議題と致しますが、この案件につきましては、中江委員と上
田委員の親族が、設定を受ける者となっている事案ですので、農業委員会等に関する
法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの
間、退席をお願ひ致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。

(中江委員 上田委員 退出) 事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書2ページをお願いします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第
1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集
積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に
対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。農業振興課と農業委
員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせていただきます。

整理番号1番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、
大字根成柿112番1(田)1192㎡、大字根成柿117番1(田)1031㎡、
大字根成柿117番2(田)302㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を
作けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和8年2月28日ま

での約3年間でございます。

整理番号2番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字松塚382番1(田)840㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を栽培しての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から、令和8年2月28日までの約3年間でございます。

整理番号3番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字根成柿140番1(田)986㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から、令和8年2月28日までの約3年間でございます。

整理番号4番、なら担い手・農地サポートセンターを介しての設定で、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字松塚51番1、(田)1604㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から、令和15年3月31日までの10年間でございます。

整理番号5番、こちらも、なら担い手・農地サポートセンターを介しての設定で、設定を受ける者、設定する者は、表記のとおりです。設定する農地、大字松塚379番1、(田)862㎡、大字松塚437番1(田)1304㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から、令和15年3月31日までの10年間でございます。

整理番号6番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字根成柿43番(田)1662㎡、大字根成柿67番1(田)1097㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から、令和8年2月28日までの約3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 　ないようですので、異議などがないということで採決致します。

それでは、議案第3号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので議案第3号は、農業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次の議題に入ります前に、中江委員と上田委員の入室、着席をお願い致します。

(中江委員、上田委員、入室、着席)

続いて、議案第4号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議案書3ページをお願いします。議案第4号、その他の1番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について説明致します。本件は、租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受けるため、証明の願い出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要になるものでございます。

番号1番、所在地、大字松塚77番2 外9筆、田が8筆 7648㎡ 畑が2筆1096㎡、合計8744㎡です。相続人、被相続人は表記のとおりです。

申請を受けての、調査内容と致しまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのことでありますので、あらかじめ事務局で、証明に伴う調査書により、令和5年2月20日に現況が適切な農地であり、以前より相続人が耕作されていることの実確認を致しましたので、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご決定を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願いします。

(なしの声あり)

議長 ご質問などがないようですので採決致します。それでは、議案第4号、その他1番について、承認することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号、その他の1番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認については、事務局処理に決定致します。それでは議案第4号、その他2番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議案第4号、その他の2番、使用貸借権の消滅について説明致します。

番号1番、解約する農地、大字曾大根315番4(畑)1170㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、高齢のためです。

以上、使用貸借権の消滅については、1件の通知でございます。

ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。異議ありませんか。

(なしの声あり)

議長 なしとの声がありましたので、異議がないものとして採決致します。

それでは、議案第4号、その他の2番、使用貸借権の消滅について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第4号、その他の2番は、事務局処理に決定致します。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようでしたら、委員の皆様方には大変ご苦労様でした。これで3月委員会を終わります。ありがとうございました。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓 場 一 郎

署名委員 鵜 山 久 雄

署名委員 吉 井 巳容子